

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 8 年 8 月 6 日

那覇港管理組合管理者 玉城



1. 委託業務の内容

- (1) 業務名：那覇港外貿貨物輸送効率化検討業務（R8）
- (2) 期間：契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- (3) 業務目的：那覇港は、沖縄県の公共貨物の約 7 割を取り扱う本県の物流拠点であるが、船舶の大型化や貨物量増加によりふ頭用地が狭隘化している。また、コンテナ輸送車両をはじめとする物流関連車両の往来による慢性的な交通渋滞の発生や、将来的な海運関係事業者の労働力不足が懸念されており、交通渋滞の緩和や環境負荷低減に寄与する取組のほか、港湾物流業務の合理化・生産性向上への取組も求められている。
この課題解決のため、本業務では、県内全体を広域的な視点で捉えた新たな物流施策の可能性を整理・抽出し、那覇港公共国際コンテナターミナルや中城湾港などのリソースを活用したコンテナ輸送の効率化など輸送環境の改善に繋がる施策の具現化、抽出された施策の実証を含む実現プロセスと必要な推進体制の構築を図ることを目的とする。
- (4) 業務内容：業務内容は以下を予定している。詳細は別添の「特記仕様書」を参照。
なお、調査内容・頻度などについては変更する場合がある。
 - ① 計画準備、過年度調査の収集・整理、協議・報告
 - ② 県内荷主・物流事業者へのアンケート調査及びヒアリング調査
 - ③ 先行事例情報収集・分析及び先進地の視察調査
 - ④ 新たな物流施策案の検討
 - ⑤ 実施体制等構築に関する取組
 - ⑥ 成果及び構想実現に向けた今後の進め方のとりまとめ
 - ⑦ 報告書の作成
- (5) 契約限度額：11,187,000 円（消費税込み）

2. 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 応募は単独に限らず、共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本社を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代

表又は構成員が沖縄県内に本社を有する法人であること。この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は下記全て、その他構成員は下記(3)～(5)の要件を満たすこと。

(2) 沖縄県内において、国、地方公共団体その他類似団体から、国際海上物流に関する業務（施設設計、集計業務を除く）を過去10年以内に受注し完了した者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(5) 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。

(6) 参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 特定テーマが適正であること。

(9) 当該業務の見積額が契約限度額であること。

(10) 配置予定担当者等については、(2)に関する実績もしくは相当する実績を有する業務管理者及び担当者を配置（担当者は少なくとも1名配置）すること。

(11) 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

3. 企画提案書等の提出

(1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和8年8月14日（金）12時

イ 提出場所

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話 098-868-2582
FAX 098-862-4233

ウ 提出方法

質問票（様式1）を、持参、郵送（到着確認が可能な手段に限る）、FAX又はメールによ

り提出

(FAX又はメールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和8年8月18日(火)までに那覇港管理組合ホームページにて回答する。

(2) 応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告の日～令和8年8月21日(金) 12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

エ その他

詳細については、企画提案書等作成要領(別紙1)による

4. ヒアリングについて

(1) ヒアリング対象者の選定(第1次審査)

ア 企画提案者が多い場合、別紙2の評価基準に基づく事務局審査により3社程度を選定し、ヒアリング(第2次審査)を実施する。

イ 対象者の選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

(2) ヒアリングの実施(第2次審査)

ア 実施場所

那覇港管理組合内会議室

イ 実施予定日

令和8年9月1日(火)を予定

注)実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。

状況によって書面審査に変更することがある。

ウ 出席者

配置予定の管理者及び担当者の中から3名以内。

(3) その他

ア ヒアリング時の追加資料は受理しない。

イ ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ Web会議システム等を用いた遠隔説明は可能とする。その際、遠隔による説明者も出席者に含める。

5. 委託予定業者の選定

(1) 委託予定業者の選定方法

企画審査委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を委託予定業者(優先交渉者)として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙2による

(3) 結果の通知

選定結果は、ヒアリング対象者全員にすみやかに通知する。なお、選定結果通知後の質問は受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者(優先交渉者)と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案書を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案書提出者のみに通知する。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要 (契約書(案)を参照のこと)

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本委託業務に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

エ 契約保証金は那覇港管理組合契約規則第4条第1項第9号により免除。